

あなたの**平成30年1月1日から12月31日まで**の収入に対する申告です。

27事業・不動産所得に関する事項【所得の種類（営業）屋号（手取商店）所得の生ずる場所（熊本市中央区手取本町1番1号）】

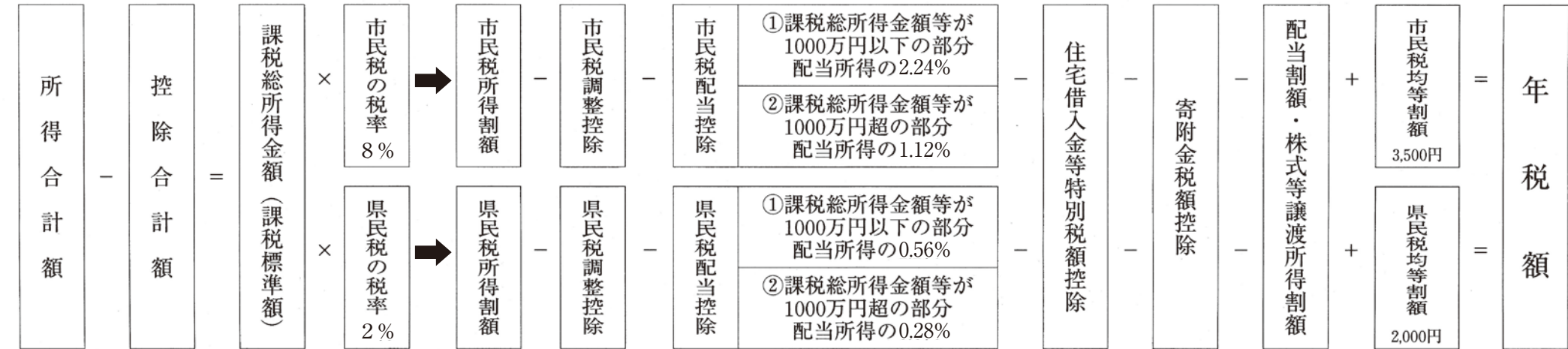
科目	決算額	科目	決算額
売上金額	2,123,041	減価償却費	433,334
期首たな卸高		雇入費	
仕入れ金額		割引割引料	
期末たな卸高		地代・家賃	15,000
差引金額(②+③-④)		消耗品費	150,000
差引金額	2,123,041		
租税公課	20,000		
水道・光熱費	78,334		
旅費・交通費	40,000		
通信費	10,300		
広告・宣伝費		⑦～⑭ 経費合計	816,989
接待・交際費	35,001	専従者控除	870,700
損害保険料		⑮～⑳ 所得金額	435,352
修繕費	35,000		

※(1)を表面Aの収入金額へ、「(5)+(9)」を表面Bの必要経費へご記入ください。
減価償却費の計算欄

資産の種類	取得年月	①取得価格	②償却の基礎金額	耐用年数	③償却率	④償却期間	⑤償却額②×③×④	⑥必要経費率⑤×⑥	⑦必要経費率⑤×⑥	未償却残高
普通車	平成3月	2,000,000	2,000,000	5年	0.2	12/12	400,000	100	400,000	66,666
光ケーブル	平成3月	3,333,333	3,000,000	10年	0.1	12/12	33,334	100	33,334	133,332

※専従者や雇入がいる場合は給与支払報告書の提出をお願いします。

◎市民税・県民税の計算方法(詳しくは市民税課にお尋ねください)



イ 平成31年1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
 ア 寡婦、寡夫、障害者、未成年者で平成30年の合計所得金額が125万円以下の人
 ウ 平成30年中の合計所得金額が31.5万円×(控除対象配偶者・同一生計配偶者＋扶養親族＋1)
 ＋18.9万円以下の人
 ※18.9万円の加算額は、控除対象配偶者・同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に限ります。

平成30年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者・同一生計配偶者＋扶養親族＋1)＋32万円以下の人
※32万円の加算額は、控除対象配偶者・同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に限りです。

短期譲渡所得、長期譲渡所得、株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得、先物取引所得がある場合に記入します。記入方法の詳細については、市民税課にお尋ねください。

平成 30 年中に寄附金をお支払いされた方は記入します。
(市民税・県民税の寄附金控除は、都道府県・市町村
への寄附金や、県内に主たる事業所を有する法人等
への寄附金が対象となります)

- 1……仕送りを受けていた
※単身赴任者からの扶養の場合も含まれます。
- 2……非課税年金を受給していた
- 3……生活保護法に基づく生活扶助を受けていた
- 4……その他（1から3に該当しない場合。
※預貯金で生活していたなど）

〔専従者控除の計算式〕
 専従控除前所得 (⑥-⑳) ÷ (専従者人数+1)
 上限額は配偶者86万円、その他50万円になります。

減価償却費は購入日が平成 19 年 3 月 31 日以前か以後かで計算が異なります。

平成 19 年 3 月 31 日以前は、旧定額法及び均等償却で償却します。以後は、定額法で償却します。詳しくは、市民税課へお尋ねください。

平成 31 年 1 月 1 日現在、熊本市内に住所がある方で平成 30 年中に

- ・営業、農業、不動産、配当などの所得があった方
- ・給与所得者でその他の収入があった方
- ・日雇い、パート、アルバイトなどの収入があった方
- ・退職し、再就職していない方（年末調整が未済で控除などの変更
- ・公的年金受給者で社会保険料などの控除を受ける方やほかの収入
- ・扶養者が市外へ単身赴任等で転出している家族の方
- ・遺族年金や障害年金などの非課税年金のみを受給していた方
- ・雇用保険のみを受給していた方
- ・収入がなかった方（市内に住所がある親族に扶養されている方を
など

- ・ 所得税および復興特別所得税の確定申告をされる方
- ・ 所得が給与と所得のみで勤務先から「給与支払報告書」が本市に提出される方
- ・ 収入が公的年金等の収入のみで、支払先から本市へ「公的年金等支払報告書」が提出される方のうち、控除の申告が必要ない方
- ・ 収入がなく、市内に住所がある親族に扶養されている方

所得税および復興特別所得税の確定申告については、次の日程表の○印がついている会場のみで受け付けます。

ただし、以下の申告については、お住まいの管轄の税務署（東区の方は熊本東税務署、それ以外の方は熊本西税務署）での申告をお願いします。

●確定申告で雑損控除を受ける方 ●譲渡（土地、建物、株式等の売却）所得のある方 ●住宅借入金等特別控除を初めて受ける方 ●死亡された方の申告（準確定申告）をする方 ●事業（営業、農業、不動産）所得のある方で収支計算ができていない方 ●確定申告書控に受付印が必要な方 ●青色申告の方 ●平成 29 年分以前の申告をする方

医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受ける場合、特定医薬品（スーパードラッグ）の領収書と合わせて、健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っていることを証明する書類が必要です。（結果部分を黒塗りした下でも可）

（例）インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収書、予防接種済証、人間ドック等の各種検診（検診）の領収書又は結果通知表、定期健康診断の結果通知表 など

◎土曜日、日曜日及び祝日は行なっておりません。

区	確定申告	会 場	対象校区(地区)	期 日	時 間	
中央区	×	中央区役所 2階	帯山西	2月27日(水)	午前9時～11時半 午後1時～5時	
			帯山	2月28日(木)		
			黒髪	3月1日(金)		
			出水	3月4日(月)		
			砂取・出水南	3月5日(火)		
			大江・白川	3月6日(水)		
			託麻原	3月7日(木)		
			白山	3月8日(金)		
			本荘・春竹	3月11日(月)		
			一新・慶徳	3月12日(火)		
			鶴谷・五福	3月13日(水)		
			向山	3月14日(木)		
城東・壺川	3月15日(金)					
※駐車場には限りがあり有料となります。周辺の混雑が予想されますので、公共の交通機関をご利用ください。						
東区	×	東区役所 1階	託麻まちづくりセンター (託麻総合出張所)	託麻西、託麻東	2月12日(火)	午前9時半～11時 午後1時～3時半
			託麻南、託麻北	2月13日(水)		
			秋津	2月14日(木)		
			若葉	2月15日(金)		
			桜木・桜木東	2月18日(月)		
			泉ヶ丘・長嶺	2月19日(火)		
			山ノ内	2月20日(水)		
			健軍	2月21日(木)		
			東町	2月22日(金)		
			尾ノ上	2月25日(月)		
			月出	2月26日(火)		
			健軍東	2月27日(水)		
			西原	2月28日(木)		
			画園	3月1日(金)		
西区	○	芳野分室	芳野、河内	2月5日(火)	午前9時半～11時	
			河内(河内、白浜地域)	1月31日(木)		
		西区役所 公民館 1階大ホール	河内(船津地域)、芳野	2月1日(金)	午前9時半～11時 午後1時～3時半	
			松尾東、松尾西、松尾北、池上	2月4日(月)		
			小島、中島、古町	3月5日(火)		
			城山、高橋	3月6日(水)		
			春日、龜田東、龜田西、龜田南	3月7日(木)		
			白坪、錢塘、川口、奥古閑、中緑	3月8日(金)		
			花園まちづくりセンター (旧花園総合出張所)	池田、花園、城西		2月26日(火)

上記申告期間（１／２８～３／１５）は各申告会場に市民税課職員が外向するため、各区役所税務課窓口では受付できません。上記の各会場で申告をお願いします。

- (1) 印鑑
- (2) 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの（下記※をご覧ください）
- (3) 所得が確認できるもの
 - ・給与所得については、源泉徴収票または給与支払い者の証明書 など
 - ・公的年金等所得については、源泉徴収票 など
 - ・事業所得については、帳簿や収支内訳書など収入や必要経費等が確認できる書類
- (4) 所得控除などの金額が確認できるもの
 - ・社会保険料控除を受ける方は、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料および国民年金等保険料等の領収書または支払い証明書（確認書）など
 - ・生命保険料控除を受ける方は、生命保険料の控除証明書 など
 - ・地震保険料控除を受ける方は、地震保険料および旧長期損害保険料の控除証明書 など
 - ・医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書、医療費の領収書や医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類、医療費の補てん金（高額医療・医療保険など）が確認できる書類
 - ・セルフメディケーション税制を受ける方は、セルフメディケーション税制の明細書、一定の取組を行ったことが確認できる書類（職場で受けた定期健康診断の結果通知表 など）
 - ・障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳および障害者控除対象者認定書 など
 - ・寄附金税額控除を受ける方は、寄附金の領収書 など
 - ・雑損控除を受ける方は、被害を受けた家屋や土地等の所有者・取得時期・取得価額・面積の分かるもの、り災証明書等被害を受けたことが分かるもの、修繕費の分かる領収書や保険金・補助金の支払い通知書 など
- (5) 国外居住者を扶養している方は、親族関係書類と送金関係書類
- (6) 昨年度、雑損控除や雑損失の繰越控除の申告をされた方のうち、本年度に繰越損失額のある方は、繰越金額が分かるもの
- (7) 昨年の申告書や収支内訳書の控え など

(1) 本人が窓口で申告される場合
①個人番号カードまたは(※)通知カード
(※)通知カードを持参される方は以下の書類のうちいずれか一点を併せてお持ち下さい。

(2) 代理人が窓口で申告される場合

①委任状（申告書の下段「委任」の欄に記入がある場合は不要）

②由告者本人の個人番号カードまたは通知カード（コピー可）

③代理人の本人確認書類（以下の書類のいずれか一点）

写真付き身分証明書、個人番号カード等

(3) 郵送で本人が申告される場合

(1)と同じ本人確認書類の写し

主上 由生書(2)11地比音書終

また、中呂書には被扶養者等の個人番号(マイナンバー)の記載欄もございますので、被扶養者等の個人番号(マイナンバー)が確認できる書類もお持ちください。

確定申告	会 場	対象校区(地区)	期 日	時 間
○	南部まちづくりセンター (旧南部出張所)	日吉、方合、方合西 川尻、城南、日吉東	1月29日(火) 1月30日(水)	
○	幸田まちづくりセンター (幸田総合出張所)	田地、田迎西 田迎南、御幸	1月31日(水) 2月1日(金)	
×	天明まちづくりセンター (天明総合出張所)	銭堀、川口 奥黒田、中緑	2月7日(水) 2月8日(金)	
		中宮地、才木、六田、本町、島田、さんさん 金屋町、下宮地、二ノ町、壹木、城南団地、一ノ町	2月13日(水) 2月14日(木)	
○	城南まちづくりセンター (城南総合出張所)	上宮地、池町、阿高、藤山、沈日 舞原、栄町、南藤山、駒瀬 陳内、上鹿野、旭が丘団地、尾窪、塚原 東阿高、東阿高団地、坂本、吉野、平野、碓 糸見、築地、今、高、出水 千原、永、善町、丹生宮	2月15日(金) 2月18日(月) 2月19日(火) 2月20日(水) 2月21日(木) 2月22日(金)	午前9時半～11時半 午後1時～3時半
○	南区役所 3階会議室	杉島、御船子、小岩瀬、国町、島場 榎津、廻江、清藤、新 木原、田尻、西田尻、古閑 平原、南田尻、志々木 釈通東、大町、上杉、菰江、莎崎、碓江	3月4日(月) 3月5日(火) 3月6日(水) 3月7日(木) 3月8日(金)	
×	鮎田まちづくりセンター (旧鮎田総合出張所)	鮎田西、鮎田南 鮎田東	3月12日(火) 3月13日(水)	
※鮎田・天明地区の確定申告受付は3月7日(木)～8日(金)に西区役所公民館で行います。				
○	龍田まちづくりセンター (龍田総合出張所)	楡木、武蔵 龍田、龍田西 楠、弓削	1月28日(月) 1月29日(火) 1月30日(水)	
	清水まちづくりセンター (清水総合出張所)	清水 麻生田、城北 高台平	2月4日(月) 2月5日(火) 2月6日(水)	
○	北部まちづくりセンター (旧北部総合出張所)	川上 西里 北部東 山本 榑木 吉松	2月13日(水) 2月14日(木) 2月15日(金) 2月25日(月) 2月26日(火) 2月27日(水)	午前9時半～11時半 午後1時～3時半
○	北区役所 2階会議室	田底 大和 田原 桜井 山東 菱形	2月28日(木) 3月1日(金) 3月4日(月) 3月5日(火) 3月6日(水) 3月7日(木)	

お願い
 ○できるだけ指定された日にお越しください。ただし、ご都合が悪い場合は対象校区（地区）以外の会場でも申すことができます。

●午前、午中には大変混み合います。比較的、午後の方が混み合いませんので、ご協力をお願いします。

●駐車場には限りがあり、大変混雑しますので公共交通機関をご利用ください。

●状況によっては早めに受付を開始することもありますので、あらかじめご了承ください。

●医療費控除や収支内訳の計算は相当時間がかかります。領収事などの合計は、事前に計算してお越しください。

市・県民税申告について、詳しくは、市役所市民税課（☎096-328-2181）へ

※各区役所ではお答えできませんのでご注意ください!

